

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の構成(案)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 (仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について
  - (1) 計画策定の背景と趣旨
  - (2) 計画の性格
  - (3) 計画の期間
  - (4) 計画における「子ども・若者」の定義
- 2 子ども・若者、家庭をめぐる滋賀県の現状と課題
  - (1) 少子化の進行
  - (2) 子育てを取り巻く現状と課題
  - (3) 子ども・若者を取り巻く現状と課題
  - (4) ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

資料1

第2章 基本理念および基本的視点

- 1 基本理念
- 2 基本的視点

資料2

第3章 基本目標と具体的施策の推進

- 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり
  - (1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
  - (2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり
  - (3) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
- 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進
  - 生まれる前から乳幼児期(～6歳)
    - (1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実
    - (2) 地域における子育て支援の充実
    - (3) 幼児期における教育の充実
  - 学童期(6～12歳)
    - (1) 地域における子育て支援の充実
    - (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
    - (3) 子どもの安全確保に向けた取り組み
  - 思春期(12～おおむね18歳)
    - (1) 子どもが健やかに育つ環境づくり
    - (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
    - (3) 勤労意識の醸成と就業支援
  - 青年期(おおむね18歳～おおむね30歳)
    - (1) 社会への参画促進
    - (2) 若者の就職支援の充実
- 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進
  - (1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進
  - (2) 障害のある子どもに対する支援の充実
  - (3) 外国人の子どもに対する支援の充実
  - (4) 非行防止対策の推進と心の問題への対応の充実
- 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

資料3

第4章 計画の推進に向けて

- 1 関係機関の連携協力
- 2 点検評価と施策への反映

【資料編】 用語解説 参考資料